

○安芸市五藤家安芸屋敷条例施行規則

平成27年10月1日

安芸市教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸市五藤家安芸屋敷条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第7条の規定により安芸市五藤家安芸屋敷（以下「安芸屋敷」という。）を使用しようとする者は、五藤家安芸屋敷使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 教育委員会は、第1項の申請書を審査し、安芸屋敷の使用を許可するときは、五藤家安芸屋敷使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用中の届出及び使用許可の変更等)

第3条 安芸屋敷の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは、五藤家安芸屋敷使用中止届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用者は、使用許可の内容の変更を願い出ようとするときは、五藤家安芸屋敷使用許可変更申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第13条の規定による使用料の減免は、別表に定める安芸屋敷使用料減免基準により行うものとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、五藤家安芸屋敷使用料減免申請書（様式第5号）に減免の理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、減免の可否を決定したときは、五藤家安芸屋敷使用料減免可否定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により使用料の減免の決定を受けた者は、その減免理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の届出があったときは、五藤家安芸屋敷使用料減免取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

(使用後の点検)

第5条 使用者は、その使用を終了したときは、施設等を原状に復したうえ、教育委員会の担当者に届け出て点検を受けなければならない。

（毀損滅失等の届）

第6条 入場者又は使用者は、安芸屋敷を毀損滅失したときは、五藤家安芸屋敷毀損滅失等届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

（雑則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

安芸屋敷使用料減免基準

種別	減免率（％）
安芸市内の小中学校が授業等の一環として使用する場合	100
公用又は公共用に使用する場合	
上記に掲げるもののほか、市長が適当と認めた場合	市長が定める額